

こども医療費の制度が変わります

医療機関に受診の際、こども医療費受給者証を提示することで、医療費(保険診療分)の1回の診療に係る自己負担額の上限が500円になるこども医療費の制度が、令和7年1月から次のとおり変更となります。

変更内容

	変更前	変更後(令和7年1月以降)
対象年齢	中学校卒業まで	18歳到達後の最初の3月31日まで
所得制限	あり(0～2歳はなし)	なし

申請手続きについて

提出書類

申請書、子どもの保険証の写し

手続方法

子育て支援課窓口、郵送、電子申請

対象者には通知を送付します。

①令和6年4月1日時点で高校生年代の子ども

②所得制限額超過のため、これまで申請していなかった人

申請期間

10月31日(木)まで

※申請期限を過ぎた場合、1月までに受給者証が届かない場合があります。

最終期限

窓口…12月27日(金)

郵送(当日消印有効)または電子申請…1月1日(水・祝)

※最終期限を過ぎた場合、申請日以降の診療が対象となります。

遡りはできません。

子育て支援課

820-5623

詳細は町ホームページをご覧ください▶

「令和6年度熊野町物価高騰対応重点支援給付金」の申請はお済みですか？

「令和6年度熊野町物価高騰対応重点支援給付金」の支給対象となる世帯に対し、7月22日付けで確認書を送付しています。

確認書が手元に届いた人は、申請期限までに必要事項を記入のうえ、熊野町低所得者支援給付金コールセンターへ返送してください。なお、6月4日以降に出生した人がいる世帯については、申請書の提出が必要となりますので、以下までお問い合わせください。

支給額

1世帯あたり10万円、子ども1人あたり5万円

申請期限

10月31日(木)まで

支給対象についてなど不明な点がございましたら、ご相談ください。

詳細は町ホームページからも確認いただけます

熊野町低所得者支援給付金コールセンター

855-4250

(社会福祉課)

年金生活者支援給付金制度のご案内

年金生活者支援給付金とは、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

新たに支給対象となる人には、毎年9月以降順次、日本年金機構から案内を送付していますので、日本年金機構(年金事務所)へ請求書を提出してください。詳細は、以下までお問い合わせください。

給付金専用ダイヤル

0570-05-4092

広島南年金事務所

253-7710

税務住民課保険年金グループ

820-5604

制度について▲

(日本年金機構HP)

国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号のお知らせを送付します

10月下旬に国民健康保険被保険者の個人番号(マイナンバー)下4桁を記載したお知らせを世帯主宛てに送付します。

このお知らせは、被保険者のみなさんに個人番号が誤って登録されていないことを確認していただき、安心してマイナンバーカードを保険証として利用いただけるようにすることを目的としています。

万が一、お知らせに記載されている情報に相違がある場合は、税務住民課までお問い合わせください。

なお、被保険者証番号(8桁)と個人番号(12桁)は一致しませんので、ご注意ください。

税務住民課保険年金グループ

820-5604

認知症カフェ情報 認知症の人や、その家族、支援者が集い、自由に話せる場所です。

認知症カフェみらい 10月15日(火)13:30～16:00 西消防交流センター

認知症カフェぱたから 11月6日(木)13:30～16:00 中溝コミュニティセンター(中溝自治会館)

カフェ・オレンジ 10月23日(火)13:30～16:00 東消防交流センター

※日程に変更があることがあります。

令和7年度保育所・認定こども園入所申込のご案内

子育て支援課

820-5623

令和7年4月から入所を希望される人の申込を次のとおり行います。

申込書類配布

10月15日(火)から

子育て支援課

※在園児は入所している保育所などで配布します。

申込受付

11月1日(金)～22日(金)

8:30～17:00(窓口での申込は土日祝を除く)

子育て支援課(家庭状況や入所児童の様子がわかる人がお越しください)または電子申請

入所要件(保育所などに入所できる児童とは)

町内在住で、保護者が次の①～④のいずれかに該当し、昼間家庭で保育できないかつ日々の通園や集団保育が可能な乳幼児(おおむね生後6か月以上で小学校就学前まで)

①仕事をしている(居住内外を問わず、1日3時間以上かつ月48時間以上働いている)

②出産前後(入所期間は産前2か月、出産月、産後2か月の計5か月)

③保護者の疾病・障害など

④求職活動(起業準備を含む。ただし、入所期間は最大3か月。)

※この他にも入所要件に当てはまる場合があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。か、子育て支援課までお問い合わせください。

関連ページには

10月10日(木)頃からアクセス可能になります

産休・育児休業満了の人の申込について

令和7年5月以降に産休・育児休業が満了し、令和7年9月までに保育所などへの入所を希望する人も、受付期間内に申込が可能です。

※令和7年10月以降に入所を希望する人は、この期間での受付はできません。各月の申請締切日までに手続きしてください。

審査および入所決定

○提出書類をもとに、保育の必要性の高い乳幼児から入所を決定します。先着順ではありません。

○定員などの理由により、希望の保育所などに入所できない場合があります。

○保護者の就労時間や状況により、保育標準時間(11時間)または保育短時間(8時間)の2つに保育時間が分かれます。

※家庭で保育ができないことを証明する書類が必要な対象者としては同居している人を含めませんが、優先度の決定に際しては同居している人を含めて決定します。

令和7年度 町内保育所・認定こども園(注1) 案内

施設区分	施設名	保育時間		一時保育	病後児保育		
		標準時間	短時間				
保育所	くまの・みらい保育園	7:30～18:30 (最長11時間)	8:30～16:30 (最長8時間)	実施	実施		
	くまの中央保育園						
認定こども園	保育所ひかり学園						
	はつかみこども園						
	認定こども園聖徳幼稚園		8:00～16:00 (最長8時間)				
	認定こども園第二聖徳幼稚園						
	淳教幼稚園 ※令和7年度から認定こども園に移行予定						

(注1) 認定こども園は、教育認定(幼稚園部分)と保育認定(保育園部分)に分かれます。教育認定の利用については、直接園にお問い合わせください。

★令和7年5月以降の随時申込について★

令和7年5月以降の入所は、入所希望月の前月1日(土日祝の場合はその翌日)までに申込が必要です。この場合、入所日は原則としてその翌月1日となります。

※令和8年1月～3月の入園・転園については、保護者が求職中の場合の申込は受け付けていません。

シルバーリハビリ体操教室情報

いつまでも自分らしく生活するためのリハビリ体操教室です

町民会館A 毎週木曜13:30～14:30

※11月7日(木)は地域福祉会館デイルームで行います。

地域福祉会館B 毎週木曜10:00～11:00

東消防交流センター1・2・3 毎週木曜10:00～11:00

西消防交流センターA 毎週金曜13:30～14:30

※25日(金)は休み

西消防交流センターB 毎週火曜13:30～14:30

※29日(火)は休み

東部ふれあい教室 毎週金曜10:00～11:00

西ふれあい館C 毎週月曜13:30～14:30

※14日(月・祝)、11月4日(月・休)は休み

※日程に変更があることがあります。

- 6 - - Public Information: KUMANO - '24/10月号

- Public Information: KUMANO - '24/10月号 - 7 -